

処遇改善加算取得特別支援事業

6月の臨時報酬改定により、加算率UPと対象サービス拡大

令和8年度から、
実際に業務を行っている
代表・役員も配分対象に
できるようになりました！



要件を多く満たすほど、加算率の高い区分を取得できる

新たに加算対象となる下記のサービスは、**令和8年度特例要件** または **キャリアパス要件 I・II** と **職場環境等要件** を満たすことで算定できます。

介護 訪問看護、訪問リハビリテーション
居宅介護支援、介護予防支援

障害 計画相談支援、障害児相談支援
地域相談支援(移行/定着)

これまで
処遇改善加算を
未取得



加算の仕組みが
複雑で
分かりにくい

職員への
支給の方法を
見直したい

より上位区分の
加算を
取得したい



申請手続きが
煩雑で
分からない

疑問・不安の解消や上位区分の取得を支援いたします！！



処遇改善加算 取得支援セミナー

オンラインや対面のセミナー、
動画配信などで、加算の算定
要件や取得方法、計画書等の
記載方法などを丁寧に解説
いたします。

個別相談会 現地相談会

処遇改善加算等に関する疑問
や不安など、個別のご相談に
応じます。
※「きょうと福祉人材育成認証制度」
への宣言、またはセミナー参加が
必要です。

電話・メール相談

電話やメールでのご相談にも
対応しています。

075-253-0201
(平日10:30~16:30)

メール:
kyoto-kaigo@eidell.co.jp

◆令和8年度特例要件(生産性向上や協働化に係る取組)について◆

【介護】以下のいずれかの取組を行っていること。⇒(ア)、(イ)、(ウ)のいずれか1つ

- (ア) ケアプランデータ連携システムを利用していること。(対象サービスのみ)
- (イ) 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。(対象サービスのみ)
- (ウ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。

【障害】以下の(ア)又は(イ)いずれかの取組を行うとともに、(ウ)の取組を行っていること。

⇒(ア)+(ウ)、または(イ)+(ウ)が必要※ ※各種相談支援事業所の場合、(ウ)の対応は不要

- (ア) 職場環境等要件の「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑬及び⑳は必須)を実施すること。
- (イ) 障害福祉サービス等事業所が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。
- (ウ) “処遇改善加算Ⅱ口の加算額の2分の1”以上を基本給等の改善に充てること。

令和8年度特例を満たす、あるいは満たすことを誓約する事業所に限り、

◆加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業者は**上乘せの加算区分(口)**を取得可能

◆従来の加算対象サービスは、**キャリアパス要件(介護:Ⅰ~Ⅳ、障害:Ⅰ~Ⅲ)**及び**職場環境等要件**は**令和8年度中の対応を誓約すればよい**

◆**新規対象サービス**は**他の要件が不要**となる

※特例要件を満たしていなくても
処遇改善加算は取得可能



キャリアパス要件 Ⅰ~Ⅴ

加算の区分に応じて(前ページ)、以下の要件を満たすことが必要です。

キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)

福祉・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)

福祉・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。

- a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、福祉・介護職員の能力評価
- b 資格取得のための支援(勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等)

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

福祉・介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。

- a 経験に応じて昇給する仕組み
- b 資格等に応じて昇給する仕組み
- c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の年額賃金要件)

【介護】経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。(処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。)

※年額440万円以上の職員がいない状況でも、「小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要」など理由がある場合は**免除**

【障害】経験・技能のある福祉・介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額460万円以上であること。(処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額460万円以上である者を除く。)

※年額460万円以上の職員がいない状況でも、「職場環境等要件」について全体から14以上の取組を実施している場合は**要件を満たす**

キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)

【介護】サービス類型ごとにサービス提供体制強化加算、特定事業所加算等の届け出を行っていること。

【障害】福祉専門職員配置等加算の届出を行っていること。

令和8年度特例要件による
猶予あり



月額賃金改善要件

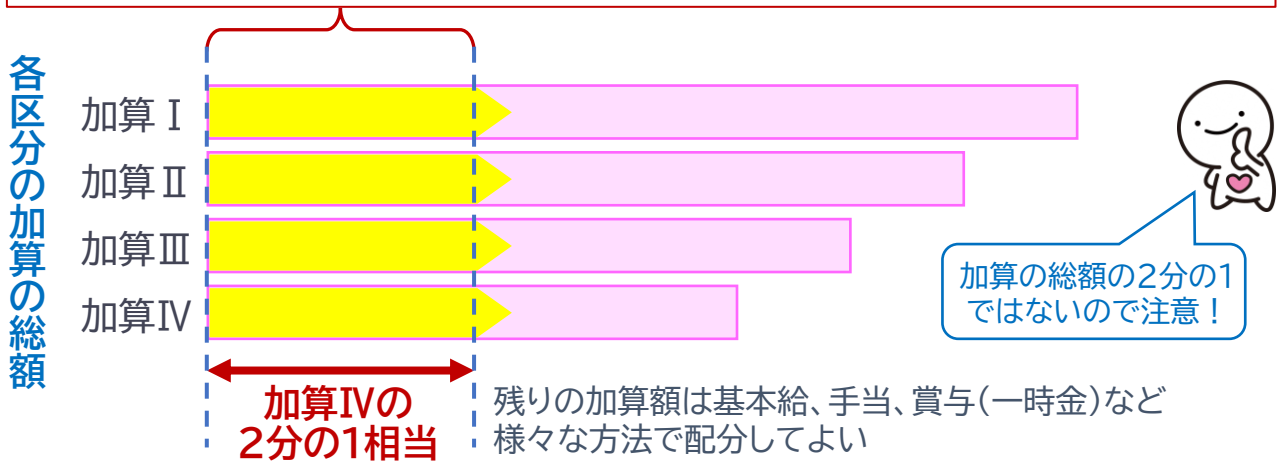
※令和8年6月から処遇改善加算の対象となるサービスには適用されません。

【介護】:(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援

【障害】:計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)

加算の総額のうち、一定の額は賞与や一時金ではなく、基本給の増額や手当等で配分する必要がありますので、月々の運用を計画的に行う必要があります。

加算額のうち、“加算Ⅳに相当する加算額の2分の1”以上を月額賃金改善(「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」)として配分



職場環境等要件

介護と障害とで求められる要件が一部異なります。

加算Ⅰ・Ⅱ(Ⅰイ・Ⅰロ、Ⅱイ・Ⅱロ)を取得する場合:13以上の取組が必要

- ・6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち⑰又は⑱は必須)を実施。
- ・介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載する。(見える化要件)

【介護】

加算Ⅲ・Ⅳを取得する場合や、新規対象サービス:7以上の取組が必要

- ・6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)を実施。

加算Ⅰ・Ⅱ(Ⅰイ・Ⅰロ、Ⅱイ・Ⅱロ)を取得する場合:13以上の取組が必要

- ・6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち⑱は必須)を実施。
- ・障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を記載する。(見える化要件)

【障害】

加算Ⅲ・Ⅳを取得する場合や、新規対象サービス:8以上の取組が必要

- ・6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)実施するとともに、全体で8以上の取組を実施。 ※令和8年度特例要件に関係なく、令和8年度中の実施を誓約することでもよい。

令和8年度特例要件による
猶予あり



厚生労働省のHP「介護職員の処遇改善」では、職場環境等要件の事例集など様々な情報が提供されています。詳しくはQRコードから、または[こちらをクリック](#)



処遇改善加算取得支援セミナー

セミナー申込は
QRコードから



【定員】会場:50名、オンライン:80名

または[こちらをクリック](#)

テーマ	日程	会場/オンライン	時間
令和8年度 基本セミナー (全日程同一内容)	8月28日(金)	オンライン(Zoom)	14:00~16:00
	10月20日(火)	京都経済センター 4-F	
	12月14日(月)	オンライン(Zoom)	
令和9年度の 取得に向けて	1月以降 2回実施 (別途案内予定)	京都経済センター/ オンライン(Zoom)	14:00~16:00

電話・メール相談

電話やメールでのご相談を受け付けております。(平日10:30~16:30)

電話:075-253-0201 メール:kyoto-kaigo@eidell.co.jp

個別相談会・現地相談会

※相談会のご利用には、[きょうと福祉人材育成認証制度](#)における“[宣言](#)”、
または、[「処遇改善加算取得支援セミナー」](#)への参加が必要です。

(セミナーの対象期間:令和8年1月実施済み分~令和9年1月以降実施予定分まで)

取得要件に関する取組や職員への配分、計画書・報告書の
作成など、処遇改善加算についてご相談に応じます。
ご希望の「日時」と「実施方法(オンライン・対面)」をお知らせ
ください。1回あたりの所要時間は最大2時間です。

相談会申込は
QRコードから
または[こちらをクリック](#)

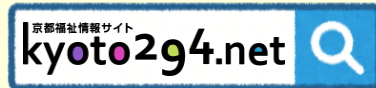


制度整備のために「[きょうと福祉人材育成認証制度](#)」をご活用ください

処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰ~Ⅲや職場環境等要件の項目の
多くは、認証制度の基準となっています。
認証制度にて提供している支援を活用することで、処遇改善加算に
必要な仕組みを整備することが可能です。



きょうと福祉人材育成認証制度については
京都福祉情報サイト“[kyoto294.net](#)”でチェック!



問合せ先

「処遇改善加算の取得」「きょうと福祉人材育成認証制度」について、お気軽にお問合せ下さい。

京都府福祉人材サポートセンター コンサルティング事業部門/エイデル研究所 京都支社

京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町245-1 烏丸梅田ビル(地下鉄「丸太町」駅 6番出口すぐ)

電話: 075-253-0201 FAX: 075-253-0204 メール: kyoto-kaigo@eidell.co.jp